

戦国期の在地寺院と地域社会

窪田 涼子

はじめに

ここに取り上げるのは、伊勢国小倭郷おやまとにある、成願寺じょうがんじという戦国期の地域寺院の姿である。

小倭郷は、現在の三重県の中郡、一志郡白山町の垣内、稲垣、上ノ村、南出、佐田などの範囲にあたる。小倭郷のなかを東西に「初瀬街道」が通り、南北朝期には大和方面から伊勢への参宮、伊勢方面からは大和長谷寺への参詣者で賑わった。この初瀬街道沿いの上ノ村に、明応三年（一四九四）に建立された慧命山発心院成願寺がある。上ノ村の地侍である新長門守が真盛上人しんせいに帰依して出家し、真九法師しんくと号して成願寺を建立した。

真盛上人は、小倭郷大仰（現、一志町大仰）の地侍である小泉氏の出身で、比叡山西塔で天台教学を修めたが、のち黒谷青龍寺に隠棲し念仏に救いを見出し、文明一八年（一四八六）、当時荒廃していた近江坂本の西教寺に入寺し、不断念仏の道場として再興した。真盛上人の教えは、のちに天台真盛宗とよばれる念仏の教えで、伊勢をはじめ近江、山城、越前などで布教され、公家や朝廷、足利義政、北畠氏などの信仰も得ていた。小倭地域は、真盛上人の出身地

でもあったことから、それまでであった寺院には改宗していくものもあり、成願寺はそのなかで中心的な位置にあった。⁽¹⁾この小倭地域は、瀬田勝哉氏の「在地徳政」論で著名になり、⁽²⁾その後も中野達平氏や池上裕子氏ら⁽⁴⁾が、小倭郷で展開する徳政や、徳政衆とよばれる人々についてさまざまに言及してきた。

瀬田氏は、小倭徳政衆が郷内のみに有効な徳政を実施したとし、これを「在地徳政」と位置づけ、小倭衆の強固な結合と自立性を主張した。これに対し中野氏・池上氏は、小倭においては、売却者が買得者に対して直接徳政を要求し、両当事者間で売買関係を解消するという、私徳政が行なわれており、徳政衆は徳政を行なう主体ではなく、むしろ恣意的な徳政を防止し、徳政が行なわれた場合であっても買得者の権利を保障する、という立場にあったものとしている。

以上のようなこれまでの研究成果は、おもに成願寺に残されている「成願寺文書」を基礎史料としている。とくに明応二年（一四九四）九月一五日付の「小倭百姓衆起請文」、九月二一日付「小倭衆一揆連判状」の二通の文書は、侍衆や百姓衆が、それぞれの紛争解決に衆中共同であたり郷内の秩序維持をはかるうとする、地侍衆・百姓衆の重層的な一揆の様相を知る好史料としてよく取り上げられている。⁽⁵⁾また、七通の徳政指置状をはじめとする徳政関連の史料も小倭郷の徳政について論じる際によく使用されている。

現在、成願寺に残された中世文書はほとんどが卷子や掛軸に仕立てられている。⁽⁶⁾そのうちもつとも数が多いのは奇進状三七通であり、売券一〇通、指置状七通を含め、成願寺が集積した田地に関する証文類が半数以上を占めている。これら証文類を中心にした史料群は、「資堂田記録」と題する上下二巻の卷子に纏められており、その巻頭には、寛政五年（一七九三）に成願寺一二世真英上人が散逸を防ぐために軸装した旨が記載されている。

この「資堂田記録」に纏められた土地証文類は、永正六年（一五〇九）から天正一〇年（一五八二）の戦国期七三年間（年未詳を二通含む）にわたる、成願寺のひとつの側面を照らし出す貴重な史料であるが、これまでの成願寺を

めぐる研究のなかでは、あまり積極的に取り上げられてこなかった。証書類は一般に、土地集積など経済的な側面を語る史料として捉えられることが多い。もちろん成願寺の場合も例外ではなく、証文を分析することで、寄進や売買によって成願寺に集積された田地の有り様が、ある程度明らかになる。それに加え、本稿でさらに考えていきたいのは、小倭という地域においての成願寺の位置づけである。「在地徳政」や「小倭一揆」などを語る史料の多くは、どれも成願寺に関係するものであるから、成願寺という寺院が小倭地域でどのように存在したか、を再検討したうえで、これまでの成果を地域社会のなかで考え直してみる必要があるように思う。

そこで本稿では、「資堂田記録」の証書類を中心史料にして、戦国期の成願寺と、それを取り巻く状況を、改めて考えてみたい。なお、以下文中では「資堂田記録」上巻を1、下巻を2とし、それぞれの何番目の史料かを「資1-15」のようにハイフン以下の数字で表わす。また史料は『三重一志白山町文化誌⁽⁷⁾』の翻刻を、原本の写真で校合して使用した。

一 寄進と供養

寄進状は、寄進者がある信心や願いごとを遂げるために、寺に土地などを寄進した際の証文である。成願寺の三七通の寄進状はそのほとんどが、一般の寄進状の形式どおり、まず「永代寄進申田地事」といった事書があり、ついで寄進物件の内容（地字、斗代など）、土地の由来（相伝か、買得か）が書かれ、さらに「何のための寄進か」「寺にどのような供養をしてほしいか」という寄進の目的が記されている。表1は、「資堂田記録」から寄進状だけを抜き出し、年代順にならべ、①～⑳の通し番号をうち、寄進者・寄進物件など項目別に分類したものである。本章では、この表を参照しながら、成願寺に、どのような物件が、誰によって寄進されたのか、をみてみたい。

宛 所	寄進先	寄進に関する手続き等	供養関係文言
しやうくわん寺	成願寺	委細者せいきん坊ニ申候	けいさんせんちやう之ために/めい日四月十一日にて候、御ゑこう候て可給候
常願寺	成願寺		為我等、二季之彼岸ニ、念仏を常住衆にて御申候て可給候、我等かいほひを立られ候
成くわん寺	成願寺		為ミやうさいの/毎年七月十二日、当寺ノ御せかき可存候、又六月廿四日にも、御ゑかう候て可給候
	成願寺		為灯明/為真見童子菩提寄進申候/ (異筆) 命日七月十八日
	成願寺		つる若こしやうの事にて候間、毎日ふんくをめされ候て可給候/ (異筆) 為真西ノ也
	成願寺	寺相違之事候者、中山同宗四郎兄弟可然様ニはからい候て	名日ニへちし御申候て可給候、つれあひにて候為妙讀之ニ [地字・斗代]、われらかためニ [地字・斗代] 永々新きしんたるへく候
成願寺	成願寺		為妙順大姉寄進申候、毎月ニ可預御吊候、名日ハ七月廿九日にて候
成願寺	成願寺		毎月之月忌可預御吊候
成願寺	成願寺		為妙祐禪尼寄進申候、名日拾月八日にて候、然共毎月八日ニ預御吊候者、可畏入候
成願寺	成願寺	(追筆)証文相そへ進之候	為茶とうにて候
	(成願寺)	(庫裡作事、本堂屋根葺き替の際用立てた本利共12石5斗を寄進)	当寺奉公のためにきしん申候、代々御住持これを御らんせられ候て御廻向候者、難有うけ可申候、とても御利益ニ父母成仏、六親ともに平等利益、奉頼候/是以毎日霊供を永代御利益奉頼候
浄願寺	成願寺		御訪ニ可預事奉憑申候
成願寺	成願寺	万一子々孫ニヲイテ違乱之事候者森田方森室出相、兎角之儀可被申定候、為其証明に頼入候	
	成願寺		為秀円茶とう
成願寺	成願寺		
浄願寺	成願寺		為真寿禪定尼永代寄進申/為菩提/命日八月七日也
	成願寺	6斗代ハ大村称名寺へ寄進	於現世ニ逆修、未来にてハ善処為、寄進申/現在にてハ二きの彼岸霊供、御心得被成候て可給候、又死去至候ハ、位牌立毎月之名日霊供、并しやう月ニ霊供、同風呂御たかせ候て可給候/ (異筆) 戒名道範、同内永秀
			毎月徳祐禪門と祐円禪尼と両人之霊供之為/名日十八日徳祐禪門、逆修祐円禪尼
浄願寺	成願寺		

戦国期の在地寺院と地域社会

表1 「資堂田記録」寄進状一覧

番号	巻別 番号	寄進場所	斗代	土地由来	寄進月日	差出
①	2-01	こうたい河原山神の本/十せん寺宮之西	1斗代/1斗代 合2斗代		永正6.9.11	ふくち満繁
②	1-05	かうたい河原むかへ茶屋之前	1石4斗代		永正10.4.24	森田之貞康、新右衛門尉、森室四郎二郎
③	2-02	かうの本	1石2斗代		永正17.7.12	新経康
④	2-05	室ノ世古堂ノ前	5斗代		大永2.7.20	森長康弘
⑤	2-08	たしか	5斗代		大永3.12.19	新経康
⑥	2-09	上原石神/大ヲキ藤之木	1石4斗のうち 6斗代/1石1斗	おやよりそうてんの下地	大永6.3.27	岡崎康則
⑦	2-15	上之大谷/小山口殿向	2斗6升代/1斗 5升代	売徳	享禄2.3.12	丹後入道定俊
⑧	2-16	小山口殿前	8斗代	買徳	享禄2.7.吉日	久岡定秀
⑨	2-13	十善寺宮之前	5斗代	売徳	享禄2.8.5	丹後入道定俊
⑩	2-14	十せんしおき	2斗代	中森殿より買徳	享禄2.9.12	岸田定□
⑪	1-02	(能米12石5斗/但利分者三把利にさん用申候て如此)			天文1.9.29	施主妙心
⑫	2-19	蓮台寺之西	1石2斗5升代 の内1石代		天文2.6.14	森長之内千代福女、森長康弘
⑬	1-06	小倭八幡之後ワセ地	3斗代		天文5.7.	森田之四郎二郎、同豊前守
⑭	1-08		4斗代	中森殿よりは いとく	天文5.閏10.14	岸田定清
⑮	1-09	大村青木	3斗代		天文6.1.27	丹後入道貞俊
⑯	2-04	ハイカホラ/ハサマ	8斗代/2斗代 合1石代	真寿存生の時瑞聖寺より檀方の判を以て永代買徳	天文6.8.13	森長治部少輔康弘
⑰	1-10	十善寺コウ本	1石2斗代の内 6斗代		天文7.2.22	井生岸田八郎左衛門尉吉定
⑱	1-11	十善寺宮之北/ふる市は之畠	3斗代(小升)/ 1斗代小升到1斗3升二カ所を合4斗3升		天文7.2.27	(井生竹田)祐円
⑲	2-21	なめきの西	1石2斗代の内 納2斗代		天文7.8.9	中野藤四郎

宛 所	寄進先	寄進に関する手続き等	供養関係文言
成願寺	成願寺		為等乗大徳、妙珎禪尼/(異筆)銘日二月八日
成願寺	成願寺	本証文アイソへ候	為菩提
	成願寺	若就此田地、自何方も違乱之儀候者、成願寺両且方新殿中山殿憑入候而、寄附之事候	為二親并自身逆修成願寺江寄進申下地之事/得祐禪定門靈供田/祐門禪定尼靈供米/祐泉比丘尼逆修寄進分/下地何茂末代三人靈供料候/永代不易可預御廻向候
大仰常福寺	大仰常福寺 →成願寺	但我等一期ハ知行可申候/ 若又常福寺退転候者、成願寺江寄進申候/寄進檀那の事、小泉・与一・杉室以上三人ト定也	為後世菩提
成願寺	成願寺	(異筆)証文ハ成願寺ニあり	毎月一度之靈供毎日御回向奉頼候/(異筆)南無阿弥陀仏 当住持真快
成願寺	成願寺		毎月十九日可有御回向候/宗真禪定門為靈供面帰真申所実正也
成願寺	成願寺	本券相副進申候	我等為逆修永代寄進申所実正明鏡也/拙者一期之後毎月名日可預御回向候
しん衛之口	成願寺	ことわりはしやう永坊へことねんころに申候、ことわりくわしくはたんかうにて、よきやうに/後きしん候て可有候	妙れんのため同じくハわれらために
成願寺	成願寺		毎年正名日ニ念仏御申候て、御とふらい頼入候
成願寺	成願寺	施主之儀ハ千年代一人可為候	為真幸/めい日二月三日ニ忌日あるへく候
小倭成願寺	成願寺		宗真禪定門追善也、毎月拾九日必靈供、可有御吊者也/彼正名日ハ四月十九日
成願寺光尊御住持		兩人ノ田地去渡申候上者、不可有他煩候、此等之趣、子にて候宗七郎にも申聞候	西教寺上人様当寺被成御出候、…円頓戒一座得御結縁度之由申入候志趣者、新九郎不慮ニ生害仕候一周忌、来十一月十五日ヲ引上、預御廻向度望候、失墜料ニ在所大谷藪がハナハ斗代付渡進之候/道春禪門ニ為志
常願寺	成願寺		妙寿三月十八日ニ死去仕候間、其日其二おひて、風呂一たき、被仰付候て可給候
成願寺	成願寺		後世為菩提之奇進申候、然者毎年月々之月忌ニリやうく可有候、并三月六日之正名日ニ、風呂可有候
	成願寺	西之屋方与井生之竹内方両施主而先祖為祐門	先祖為祐門/彼正名日七月十一日也、髓靈供可有念仏事
常福寺	常福寺		為二親
成願寺	成願寺		為甚蔵/(異筆)主蘭甫浄曇禪定門
常願寺	成願寺		兩人女子ノ為ニテ候、御施餓鬼被成候而可給候

戦国期の在地寺院と地域社会

番号	巻別 番号	寄進場所	斗代	土地由来	寄進月日	差出
⑳	1-12	大村ヤツ子垣内	西垣内殿と相持3斗代		天文7.9.	安野経定
㉑	2-20	三賀野下源次垣内4斗代之内東きり	2斗代	三賀野形部大夫かたより現米2石1斗に永代買取	天文7.12.20	正瑞
㉒	2-03	a.三賀野東山/古市場/十禅寺前 b.西屋敷憑子之米 c.ハイカイト	a.6斗/1斗/2斗2升/合9斗2升代 b.1石代 c.1石代		天文15.7.9	祐泉比丘
㉓	1-01	大沖岡之前ヤツメカイト	5斗代(升は納)	盛林比丘尼より買徳私領	天文16.2.29	(寄進檀那之事、小泉・与一・杉室以上三人卜定也)
㉔	2-23	大村すみあな	1石4斗成の内より3斗5升代	現米3石にて永代3斗5升代売徳	天文17.5.16	岸田内井生妙盛
㉕	1-14	十善寺前/同東	2斗代/1斗代		天文17.5.30	山田播磨守満景
㉖	1-16	天王平尾・山サイ目(四至アリ)	畠800文		天文17.6.吉日	山田野北田修理進康景
㉗	1-17	a.ゆこんあん東 b.かこかいと c.とうりうのみちより東	a.5斗代 b.3斗代 c.2斗代	a.竹室方より売徳 c.出口方より売徳	天文21.5.2	上田元応
㉘	1-20	あかさか	2斗5升代		天文24.4.16	茂岡
㉙	1-21	大村長寺之前	1石代		弘治3.3.2	康久
㉚	1-23	成願寺前	3斗代(納の升)		弘治3.3.19	山田野播磨守満景
㉛	1-25	大谷藪かハナ	8斗代+失墜料=2石1貫分		永禄2.5.13	竹嶋石見入道盛重、御千代女
㉜	1-26	延命寺之北うら	1石代之内2斗代		永禄5.3.24	上嶋八郎左衛門尉康氏
㉝	1-29	岡之前	4斗代		永禄7.3.6	真讃
㉞	1-30		6斗代(納の升)		永禄11.4.29	祐盛
㉟	1-32	中野之畠		買切	天正8.3.7	池山藤四郎景勝
㊱	1-33	松山殿前(字かうたに)	3斗代		天正10.9.12	池山藤四郎景勝
㊲	1-34	大おき之内五タン田	2斗代		年未詳7.5	岡村

1、寄進された物件

寄進の対象となった物件は、地字・斗代が記載され、まれに作人名の記載もある。斗代は、一斗から一石四斗の間に分布していて、とくに二斗〜八斗が多い。

そのごく簡潔な記載形式からみて、瀬田氏も指摘されているように、これらの寄進状が在地にきわめて密着した性格を持っていることをうかがわせている。つまり「小字〇〇 〇斗代」と記すだけで、寄進する方もされる方もその物件の内容を十分に把握できた、ということがいえよう。

寄進の物件の所在地Ⅱ地字（表1「寄進場所」、図1参照）は、地名等が確認できるものから推定するとa成願寺のある上ノ村内に比定されるもの、b成願寺からかなり離れた場所に比定されるもの、の両者がある。たとえばaでは、「十善寺」が挙げられる⁽⁸⁾。これは成願寺から西に一キロほどの大字十善寺付近にあたる。史料には「十せん寺宮之西」「十善寺宮之前」などがあり、一帯が集中的に寄進されている。同様に字「小山口殿向」「小山口殿前」は、成願寺から東に五〇〇メートルほどの、現在の「小山口」付近であろう。また字「ハイカイト」「成願寺前」は、いずれも成願寺の近辺である。一方、bとしては、「大村（成願寺から東へ三キロにある現在の白山町二本木）」「三賀野（大村よりさらに一キロ東の現在の白山町三ヶ野）」「大仰（雲出川を越えた現在の一志町大仰）」⁽¹¹⁾などにある物件が寄進されている。

明応二年（一四九四）九月一五日付の「小倭百姓衆起請文」に「小山口披官」「大村衆」「大仰衆」「三賀野衆」が署名していることを考えると、これらの地がすでに成願寺と密接な関係を持っていたことがわかる。この事実が起請文の作成意図や作成主体を考える際に、よく考慮する必要があるだろう。

また、寄進状には、寄進物件の由来が記されている場合がある（表1「土地由来」。「おやより相伝の下地」「中森殿より買徳の田地」などがそれで、相伝されたものは一件、買得されたものが一〇件であり、残りの二六件には由来

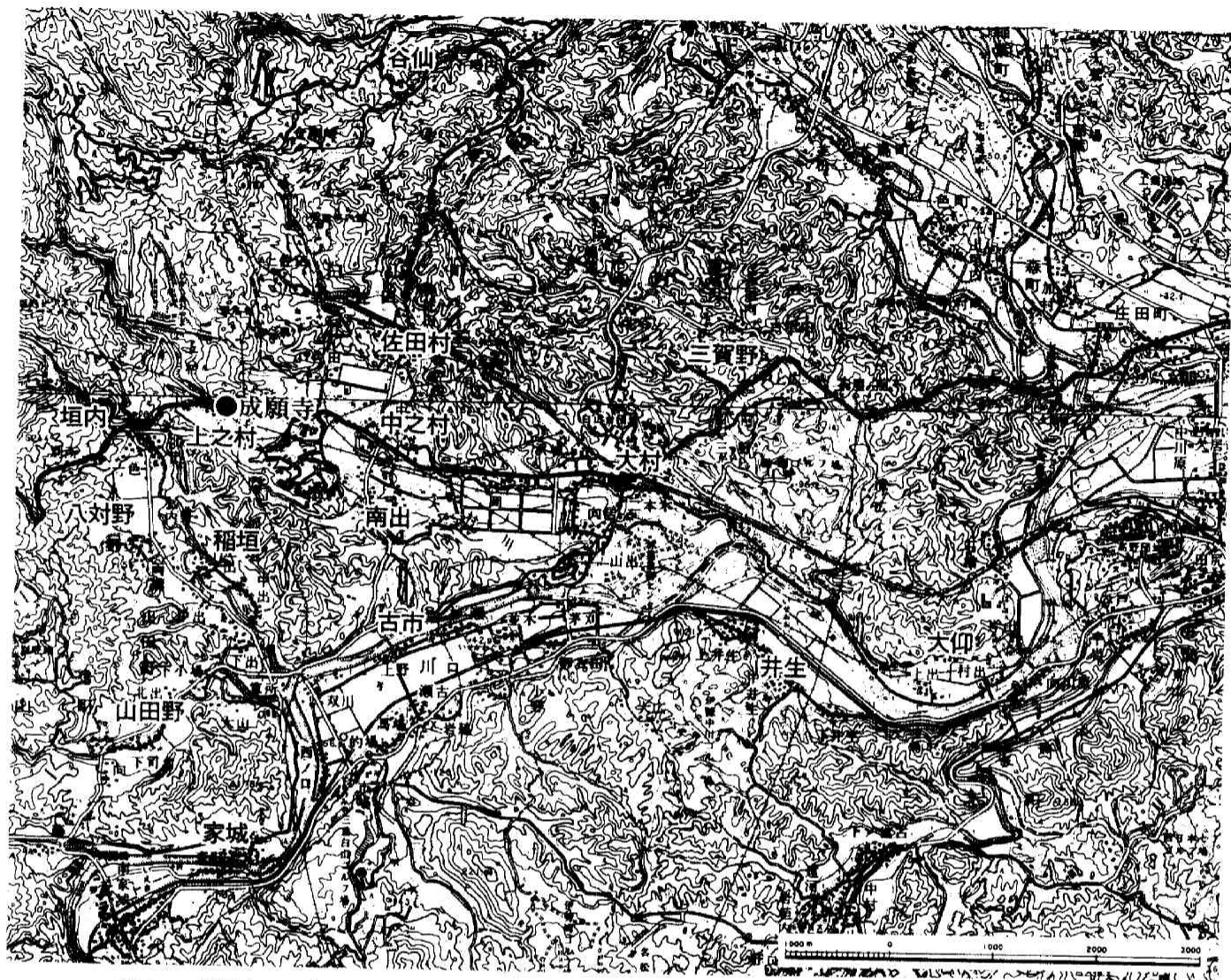


図1 成願寺と小倭郷周辺図 (国土地理院発行5万分の1地形図：津西部・二本木に加筆)

の記載がない。由来を明記することは、寄進物件が確かな手続きのもとで取得されたことを示し、特に買得された物件の寄進状のなかには、もとの買得の際の売券が、ともに成願寺に移されてきているものがある。いわゆる手継証文である。「資堂田記録」中には、成願寺が宛所ではない売券が六通あり、うち五通については関係文書もあり、物件の移動のあり方を復元することができる。

2、寄進者について

寄進状はどのような人々によって出されたのか（表1「差出」参照）。

まず、差出人を姓ごとに寄進の回数が多いものからみると、もつとも多いのが岸田姓で六回、ついで三回の丹後入道・森長、二回の森田・新・山田播磨守満景・池山藤四郎景勝となっている。

岸田姓には、岸田定□（享祿二年、表1の⑩「以下の丸囲み数字も表1の番号参照」資2-14）、岸田定清（天文五年、⑭資1-8⁽¹²⁾）、岸田八郎左衛門尉吉定（天文七年、⑰資1-10）、岸田内井生妙盛（天文一七年、⑳資2-23）の寄進状がある。さらに享祿三年の岸田宛売券（資2-17）、天文三年岸田八郎左衛門尉殿宛請文（資1-4）の存在から、少なくとも一九年間に六回の寄進がなされていることが知られ、岸田は一族そろって成願寺に奉加している様子である。この岸田とは、一体どのような一族なのであろうか。

享祿二年（⑩資2-14）に「十せんしおき 二斗代」を寄進した岸田定□は、その手継売券（資2-12）では「くら本 岸田殿」とされ、天文五年（⑭資1-8）に四斗代の寄進をした岸田定清も、手継売券（資1-7）で「御蔵本 岸田殿」とされ、享祿三年四月五日付の中森某売券（資2-17）も「御蔵本 岸田殿」に宛てられている。

また、大永七年五月の売券（資2-10）に「井生キシタ八郎左衛門殿」、大永八年指置状（資2-11）に「いう八郎左衛門殿」、天文七年の寄進状（⑰資1-10）には「井生 岸田八郎左衛門尉吉定」とあり、天文一七年五月寄進状

(24)資2-23)にも「岸田内井生妙盛」とある。井生とは、成願寺から南東方向に雲出川を越えて直線で約六キロほどの集落・井生(現、一志郡一志町)であり、岸田一族はこの地を根拠にしていた「蔵本」であったと考えられる。『南紀徳川史』の「元禄十四年巳正月御改地土姓名」には「岸田藤兵衛 井生」とあり、岸田は紀州藩の時代になって「地土」と遇されている。このことは、元禄段階にもある程度の由緒と家格を持つ家とされていたことを物語る⁽¹³⁾。近世の雲出川では筏による水運・舟運が盛んに行なわれており、岸田もあるいは戦国期からそれに関係していたことも想像され得る。このことは「資堂田記録」の時代の岸田一族の成願寺に対する盛んな寄進行為を考えるうえで重要であろう。

森長は、「森長康弘」が、二回は単独で(4)資2-5、(16)2-4)、一回は「森長之内 千代福女」という女性と共に(12)資2-19)寄進している。森長は『勢州軍記』⁽¹⁵⁾によれば、「小倭侍」のうちの一人で、近くの口佐田城主であった、とされる一族である⁽¹⁶⁾。

新経康は、成願寺建立の中心人物とされる新長門守(真九法師)の子、新八郎三郎経康で、新一族は「小倭七人衆」の一人で、成願寺裏山の上ノ村城を本拠としていた、とされている⁽¹⁷⁾。二回寄進をしているなかで、「山田(野)播磨守満景」は、成願寺から三キロほど南下した山田野に関わりがある人物であろうと推定され、「森田」と「池山藤四郎景勝」については不明である。また、森長・新のほかに、『勢州軍記』で「小倭七人衆」とされた者の名字を寄進者のなかに探すと「茂岡」「岡村」がおり、また、小泉(23)資1-1)は小倭衆ではないが大仰の侍衆であると思われる。真盛はこの大仰小泉氏の出身とされる。

このように、寄進者のなかには、『勢州軍記』などに小倭衆として名が見出されるものがあり、また多くが名字と実名を名乗り、なかには「豊前」「播磨守」「丹後入道」「治部少輔」「修理進」のように官途名や受領名を名乗るものがある。これらのことを考え合わせると、成願寺に対する寄進者は、在地の有徳人や侍衆とその一族を中心としてい

た、と考えられる。

3、寄進状にみる供養

次に、表1の「供養関係文言」に注目したい。ここには「どのような供養を寺にしてほしいか」、という寺に対する希望が記されている。ここには、「武運長久」「息災安穩」「子孫繁栄」といった現世利益的な祈願文言はなく、すべて故人あるいは自分自身に対する追善供養・逆修供養を目的にしていることが特徴である。これは、ひとり成願寺だけにみられるものではないが、⁽¹⁸⁾ここではそのこと自体が、成願寺の特徴をよく物語っているように思われる。

まず表1の「供養関係文言」をみると、それぞれの寄進者の個々の事情によって、寺に依頼する供養の内容、実施月日、被供養者の名や命日などが、細かく書き分けられている。このことは逆に成願寺の側が、個々の寄進者の希望にきめ細かい対応をしていた、ということがいえる。例を挙げよう。

○史料1 (⑰資1・10)

(前略)

於現世ニ逆修、未来にてハ善処為、寄進申処実正明白也、就其候てハ、現在にてハ二きの彼岸霊供、御心得被成候て可給候、又死去至候ハ、位牌立毎月之名日^(ママ)霊供、并しやう月ニ霊供、同風呂御たかせ候て可給候、

(後略)

ここで、寄進者は、自分が死去する前の供養(逆修)として、二季(春秋)の彼岸に霊供(死者の霊に供える物)をあげること、死去の後は位牌を立て、毎月の命日と、祥月命日に霊供をあげ、風呂をたくことを、供養として希望

している。ほかに「為我等、二季之彼岸ニ、念仏を常住衆ニて御申候て可給候、我等かいはひを立られ候て給候」(②資1-5)のように、二季の彼岸には位牌を立て、常住衆に念仏をあげてもらうことを希望している例もある。このように、人々は寺に対し、行なつてほしい供養の儀礼を細かく列挙していることが、成願寺の寄進状の大きな特徴である。

殊にほとんどの寄進状に記されているのが、供養してほしい人物の命日である。たとえば、「為妙祐禅尼寄進申候、名日拾月八日にて候、然共毎月八日ニ預御吊候」(⑨資2-13)、「毎月ニ可預御吊候、名日ハ七月廿九日にて候」(⑦資2-15)などのように、供養は特定の個人のために行なわれ、亡くなったその月日である「正名日(いわゆる祥月命日)」や、毎月の命日が強く意識されている。

また、春秋(二月、八月)の彼岸も、とくに逆修供養には重要な日であった。⁽¹⁹⁾ さきに調査を行なった成願寺境内の一石五輪塔⁽²⁰⁾のなかに、「二月 時正中日」「天正十一年二月日」「永禄十年二月十二」という銘のものがああり、五輪塔をたてる際にも彼岸会というものが意識されていたことがうかがえる。ここから、造塔と、寄進状にみられる多様な供養儀礼との関わりもうかがわれ、五輪塔に刻まれた年月日の意味を考えるうえでも興味深い。

さらに、「風呂をたく」という供養儀礼がある。前掲の史料1のほか、「妙寿三月十八日ニ死去仕候間、其日其ニおひて、風呂一たき、被仰付候て可給候」(⑩資1-26)、「三月六日之正名日ニ、風呂可有候」(⑬資1-29)のように、祥月命日に風呂をたくことが求められている。橋本初子氏の研究によれば、⁽²¹⁾ 中世の東寺の「大湯屋」では、追善仏事に風呂がたかれたという。また、武田勝蔵氏によれば、⁽²²⁾ 施浴の場合、浴室には回向される故人の位牌が安置してあり、香花が捧げられて、入浴者は入浴前後に礼拝して故人の冥福を弔うものであるという。成願寺の場合も、同じようなことが行なわれたのであろう。その他、位牌をたてることや、⁽²³⁾ 施餓鬼⁽²⁴⁾もすでに行なわれていた。

以上のような多様な供養は、自分自身の逆修供養の場合をのぞき、ほとんどの場合、故人となった寄進者のつれあ

い・親・子などの親族のために行なわれている。とくに、子が親のために供養を依頼することは、その供養が親・子・その子……と繰り返されることを予想させる。

実際、祐円という人物は、天文七年（一五三八）に「十善寺宮之北三斗代小舛 同ふる市は之畠壺斗代、小舛二斗三舛、二ヶ所ヲ合四斗三舛」を「徳祐禅門と祐円禅尼と両人之霊供」のために寄進している（⑩資1-11）。その文書奥には「名日十八日徳祐禅門 逆修祐円禅尼」と記されており、このことから、祐円はおそらく徳祐の妻であり、先に死んだ夫徳祐と、祐円自身の逆修の供養のために寄進を行なっていることがわかる。その八年後の天文一五年（一五三八）には、祐泉という人物が、「二親并自身逆修」のためとして、「得祐禅定門霊供田」「祐円禅定尼霊供米」「祐泉比丘尼逆修寄進分」をそれぞれ寄進している（⑫資2-3）。これは、漢字表記と出家位が多少異なるものの、読みは「とくゆう」「ゆうえん」であり、寄進地も「古市場」「十善寺」と近い場所であることから、祐泉はおそらく前出の天文七年寄進状（⑩資1-11）の徳祐・祐円の子供で、祐泉自身と両親の追善のために、寄進を行なったものと考えられる。

このように、妻は夫のため、夫は妻のため、また子は親のため、追善供養を、また親も自分のため逆修の供養を行ない、それが親から子・孫と繰り返され、親は子に自分の死後、きちんと追善供養をしてくれることを望み、その子もまた自身の子にそれを望み……というように、供養されること⁽²⁵⁾極楽往生することへの強い希求が、自らの「家」という概念（⁽²⁵⁾先祖代々、子々孫々）を意識させたとも考えられる。このことは同時に成願寺側にとつても、供養がその家の代々に意識されている限り、寄進物件は安定していることを意味するわけである。

以上のように、寄進状をみていくと、寄進者は、亡き親族や自分の死後が幸福なものであることを強く願っており、そのためにさまざまな供養儀礼を寺に依頼していることがわかる。このことは同時に、寄進者の多彩な願望に応えようとして供養儀礼を設定していく、成願寺側の、いわば営業努力があったことをも推定させる。そして、人々は希望

の実現を確実なものにするため、成願寺に寄進をする。その寄進者と成願寺との関係が反映されているのが、三七通の寄進状であるといえる。

この時期の成願寺とそれを取り巻く人々の間には、これらの寄進状に象徴されるような関係が基本的に存在していた。小倭郷のさまざまな問題を考えるときに、この点を捨象してはならない。

二 寄進の構造——手継文書の分析を中心に

前述したように、「資堂田記録」全五九通のなかには、三七通の寄進状がある。そのうち三一通は寄進状だけが残されているものであるが、六通については寄進に至るまでの関係文書（売券等）とともに残されている（表2、A～E参照）。A～Eは寄進状と売券がセットになった、いわゆる手継証文である。⁽²⁶⁾

これらの手継証文から、①ある物件を、その持ち主が売却、②その際、売券は物件とともに買い主に移動、③買い主は、買った物件を成願寺に寄進、④その際、寄進した物件を買得した際の売券も、寄進状とともに成願寺に移動、という一連の流れを想定することができる。「資堂田記録」のなかに多くみられるバラの寄進状や売券は、本来は手継証文として各々セットで存在し、物件が成願寺に寄進されたときに、一括して寺に渡されたが、紛失などにより一枚だけ残されたものと推定される。

ここでは、とくに寄進の背景を知ることができる手継証文に注目し、それを分析することにより、寄進に至る物件や文書、関係者の動きを復元し、成願寺への寄進行為の構造を明らかにしたい。

売買内容	→売買先	指置状	寄進状	寄進者	寄進年月日	寄進内容*	→寄進先	指置状
現米2石4斗	→くら本岸田殿		⑩	岸田定口	享禄2.9.12 (1529)		→成願寺	
現米3石5斗	→御蔵本岸田殿		⑭	岸田定清	天文5.閏10.14 (1536)		→成願寺	
	→岸田吉定	2-11	⑰	岸田吉定	天文7.12.22 (1538)	1石2斗代のうち6斗代	→成願寺	
現米2石1斗	→瑞書記		⑳	正瑠	天文7.12.20 (1538)		→成願寺	1-13
1石4斗代を現米11石2斗にて	→成願寺	1-15	㉑	岸田妙盛	天文17.5.16 (1548)	1石4斗代のうち3斗5升代	→成願寺	
			㉓	竹嶋石見入道盛重・御千代女	永禄2.5.13 (1559)		→成願寺	1-31
7石	→成願寺	1-22						

*「寄進内容」は「移動物件」と異なる内容の場合のみ記した

1、買得から寄進へ

まず表2のAの場合は、中森某がある物件を現米二石四斗で「くら本岸田殿」に売却し、岸田はこれをその三カ月後に成願寺に寄進している。この場合は、一般的なかたちで売券と寄進状がセットで成願寺に残されたものであるが、三カ月という短い期間で買得→寄進が行なわれているという点、および寄進者としてあらわれる「くら本蔵本」岸田という存在に注目できよう。また、Cの場合は、瑞聖寺が久岡から借金をしたカタとして、久岡に物件を手放し、その一カ月後に久岡が、岸田吉定に売却している。その一年後に指置状（徳政衆が徳政を免除することを保証した文書）が、「いいう（井生）八郎左衛門」＝岸田吉定と「口入久岡殿」宛に出されており、最終的にこの物件はその一〇年後に岸田吉定から成願寺へ寄進されている（半分は大村称名寺宛）。この手継証文では、物件が瑞聖寺→久岡、久岡→岸田というかたちで二度の売却を経ている。最終的に岸田が成願寺に差し出した寄進状には、幾重にも重ねて供養することを成願寺に依頼していることから、岸田が成願寺に対する信仰が篤く、買得した物件を多く成願寺に寄進

表2 「資堂田記録」手継証文からみた物件の移動

	移動物件	売券	売り主	売買年月日	売買内容	→売買先	売券	売り主	売買年月日
A	十せんしおき 2斗代						2-12	中森某	享禄2.6.22 (1529)
B	字道立ノ西4 斗代						1-7	中森某	天文5.閏10.14 (1536)
C	十善神コウノ 本1石2斗代	2-10	瑞聖寺 納所	大永7.5.5	借物過分 のため	→久岡	2-7	久岡定秀	大永7.6.7 (1527)
D	三賀野源氏垣 内2斗代						2-18	刑部大夫	大永8.2.21 (1528)
E	大村すみあな 1石4斗代						1-3	豊前・森室	天文16.3.1 (1547)
F	大谷やぶがは な8斗代+失墜 料=2石1貫文								
G	大村堂谷1石2 斗代(字うし かいつか)						2-22	山田野北田 弥九郎	天文24.10.15 (1555)

している姿をうかがうことができる。

また、多少複雑な寄進の背景がうかがわれる次のような事例がある。妙心という女性が能米(玄米)を成願寺に寄進した。ところがそれは単なる寄進ではなく、寺の庫裡を造る際に貸した費用や、本堂の屋根を葺くのに際して用立てた分を、寄進米というかたちにして、「本利共ニ(元本と利子を合わせた分として)十二石五斗」を寄進したものである(⑪資1-2)。ここで、寺への貸付が、最終的に寄進というかたちになる事例を知ることができる。

このような事例として、もう一つの場合をみたい(表2のE)。この事例は、天文一六年三月一日に豊前と森室が、「大村すみあな壺石四斗代」を「現米十壺石二斗」で成願寺に売却していることが、その前提となる(資1-3)。そしてその一年後の日付で、この物件のうちの一部とみられるものについての寄進状が存在する。

○史料2 (24)資2-23

(端裏書)
「寄進状成願寺 妙盛」

永代売得^(マ)至寄進申盡供田之事

合参斗五升代者 有坪大村すみあな也／一石四斗成之内より所出候

(異筆)①
「證文ハ成願寺ニあり」

右件下地者、依有要用、現米三石以永代三斗五升代^(ママ)売徳仕候上ハ、子々孫々ニ置違乱煩背有間敷候、若天下一同之徳政行候共、^②成願寺より所望申候間無別義候、毎月一度之靈供毎日御回向奉頼候、仍為後日状如件、

天文十七年^{戊申}五月十六日 岸田内井生 妙盛

当住持

(異筆カ)
「南無阿弥陀仏 真快(花押)」

成願寺参

この史料によれば、天文一七年五月一六日に、岸田内井生妙盛が「参斗五升代」の物件を、米三石で買得したうえで、すぐに成願寺に寄進している。この物件は、「大村すみあな壺石四斗代」のうちの「参斗五升代」とある。ところが、「大村すみあな壺石四斗代」については、先述のように一年前の天文一六年に成願寺に売却されている。「證文ハ成願寺ニあり」(傍線部①)という注記があることから、この物件はすでに成願寺の所有となっているものと、同一物件であることが確認できる。つまり妙盛は、成願寺が一年前から所有していた「大村すみあな壺石四斗代」のうち的一部分Ⅱ「参斗五升代」の物件を成願寺から買い、即時に成願寺に寄進した、という動きがみられる。

このような複雑な事態を解く鍵は、「成願寺より所望申候」(傍線部②)にある。ここから、この買得は成願寺が望んだ事態であることがわかる。そして事書には、「永代^(ママ)売得至寄進申靈供田之事」とあることから、妙盛は、成願寺が望んだとおりに、成願寺所有の物件を買い、それを成願寺に寄進した、ということになる。

これはおそらく、何らかの事情で成願寺に米が必要となり、その捻出のために手持ちの物件のうちの一部を妙盛に買い取ってもらうことにし、最終的には妙盛がその分を寄進するというかたちで落着いた、ということになったものと思われる。妙盛としては、下地の寄進と引き換えに、「毎月一度之靈供毎日御回向」を半永久的に成願寺に依頼し、これは成願寺、妙盛どちらにとってもメリットのある方法であったといえる。

このような複雑な寄進行為の背景には、寄進者側の願いとともに、寺側の経済事情も存在し、両者のすり合わせの結果が、このような寄進状のかたちになったもの、と考えられる。

2、売寄進

○史料3（資1-7）

永代売渡申下地之事

合四斗^代□ハ字道立ノ西 四至 南八道ノ東ハ茶エン限ノ北ハク子ヲ限ノ西モク子ヲカキリ

右件田地者、依要用有、現米三石五斗ニ売渡申処実正也、天下一同之大法行候共、違乱煩之儀一言申間敷候、於子々孫々御知行可有候、仍為後日證文如件、

売主小倭莊

天文五^丙申^閏潤拾月十四日

中森（花押）

御藏本

岸田殿

○史料4 (14)資1-8)

中森殿よりはいとく申候四斗代、為秀円茶とう、永代しやうくわん寺へきしん申候、行末までとかく申物有間敷候、仍きしん状如件

岸田

天文五年^丙潤^閏十月十四日

定清(花押)

この二つの史料(表2のB)は、「資堂田記録」上巻に、並べて貼り継がれている。史料3から、天文五年閏一月一四日に、中森某が「御蔵本岸田殿」に対し、四斗代の物件を三石五斗で売却したことが知られ、そして史料4からは、岸田定清が「中森殿よりはいとく(買得)申候四斗代」を、「秀円茶とう(湯)」のために、成願寺へ寄進していることがわかる。史料3には、傍線部のように物件の四至(土地の東西南北の境界のしるし)物件所在地の指定)が記載され、史料4には、その記載はないが、物件がともに四斗代であること、史料4に中森殿より買得した旨が書かれていること、なによりも二つの史料が、同一年月日に作成されていることから、この二通の史料は関連したものであるといえる。この二通の文書は、一見ふつうの手継証文のようにみえるが、注意したいのは売券と寄進状が同日付であることである。もちろんこの場合も、手継証文であることには変わりはないが、寄進者が、買得した物件を、即日寄進するということは、寄進者が買得する際に、すでに寄進の意志を持っていたということである。つまりこの買得は、寄進を前提にしていた、ということが出来る。このような売却と寄進のあり方は、どのような事態が背景にあったのだろうか。

この場合、二つのケースが想定できる。ひとつには、岸田に寄進の意志があったものの、適当な物件を持ち合わせないなかつたので、中森から物件を買い、即刻成願寺に寄進した、という考え方である。

またもうひとつ考えられるのは、中森には成願寺に寄進する意志があったが、その経済的な余裕がなく、手持ちの物件を岸田に売却し、岸田は即日成願寺に寄進した。中森は岸田が成願寺に寄進することを知ったうえで、岸田に売り、岸田がその物件を寄進することで、中森自らの寄進の気持ちもかなえようとした、という場合である。

前者とした場合、岸田に成願寺に対する信仰があったことが前提となるが、そうすると史料3の宛所「御蔵本岸田殿」の捉え方が問題となる。蔵本＝金融業者としての岸田と、信仰心をもった寄進者岸田を、どのように考え合わせるか、という点がポイントとなろう。

また後者と考えた場合、中森の希望はかなえられるが、岸田がなぜ中森の意志を成就するために、わざわざ買得し、てまで寄進をしたのか、ということの説明がつかない。ここでも前者の場合と同様に、蔵本岸田と寄進者岸田をどう考えるか、問題となる。

そこでこの二通を再度検討したい。先述のように、対象となっている物件はともに四斗代で、売券には四至があるが、寄進状には四至がない。このことから中森が売却したのは下地（土地そのもの）と上分（下地から生みだされる加地子得分）で、それを買得した岸田は、下地と自らの得分を留保しつつ、上分の一部を成願寺に寄進した、とみることができよう。事態の背景については、想定した二つのケースいずれとも判断できないが、移動した物件をこのように考えれば、蔵本岸田と、寄進者岸田は両立することが可能となる。下地と得分の一部を保有することで自ら経済的に利潤をあげることができ、同時に得分の一部を茶湯料として成願寺に寄進することができるのである。

このような場合を、村石正行氏は「買得即時寄進型売寄進⁽²⁷⁾」とし、寄進の意志があるものの経済的自力がないので、仕方なく物件を第三者（仲介者）に買い取ってもらい、寄進の合力をもらう行為をさす、としている。

この場合、経済的に力のないものでも寄進が可能となり、それは寺にとつては寄進者層の拡大を可能とする。村石氏のいう第三者は、史料3・4の、蔵本であり、寄進者でもある岸田ということになる。

成願寺への寄進行為には、単純な買得↓寄進だけではなく、岸田のような存在を前提とした「売寄進」というシステムも行なわれていた。

ここで、売寄進の例をもうひとつみたい。ただしこれは手継証文が残っていない。

史料5 (23)資1-1)

〔異筆力〕
「段銭八文下り、是ハ三賀野中嶋方へ出ル也」

永代寄^{〔進中〕}□□田地之事

合五斗代 舛ハ納、在所ハ小倭莊大沖岡之前ノヤツメカイト也、作人ハ岡兵衛大夫是也、

口之物尅舛是有也、

① 右彼下地^{〔者從〕}□□盛林比丘尼買徳私領、為後世菩提、大仰常福寺江永代寄進申処、実正明白^{〔也〕}□□、若於此下地、違乱煩

申者在ハ、盗人之罪科可被行候、但我等一期ハ、知行可申候、為後日、証文□□^{〔如件〕}、

天文十六年^{〔未〕}ヒノトノ 二月廿九日 盛林比丘尼

若又常福寺退転候者、成願寺江寄進申候、不可有違乱候也、

④ 寄進旦那之事

小泉(花押)

与一

杉室

以上三人卜定也

大仰

常福寺参

この文書はもともと大仰の常福寺宛の寄進状であり、「若又常福寺退転候者、成願寺江寄進申候」とあることから、常福寺退転のため、寄進状が物件とともに成願寺に移動したものと思われる。この文書は日下の、本来ならば差出者が記載される場所に「盛林比丘尼」（傍線部③）とあるから、一見すると盛林比丘尼の寄進状のようにみえるのであるが、傍線部①に「彼下地□□^{（書佐）}盛林比丘尼買徳私領」とあり、寄進物件がもともと盛林比丘尼所有のもので、それが買得され寄進されたことがわかる。⁽²⁸⁾そして、文末には「寄進旦那之事 小泉（花押） 与一 杉室 以上三人卜定也」（傍線部④）とあることから、この寄進をしたのは文末に記載された「小泉」「与一」「杉室」の三人の「寄進旦那」であると考えられよう。ただそうになると、日下に署名した「盛林比丘尼」の位置づけが問題となる。

この文書の場合にも、売寄進という状況を想定したい。「大沖岡之前 ヤツメカイト 五斗代」の物件はさきに見たように、元来、盛林比丘尼が所有していたが、それを「寄進旦那」である三人が買得した。そして大仰の常福寺へ寄進するのであるが、すぐに寄進するのではなく、「但我等一期ハ、知行可申候」（傍線部②）とあるように、三人の死後に寄進する、という条件付きの寄進であった。

おそらく盛林は、売却した物件が、「寄進旦那」を通じて常福寺に寄進されることを、はじめから知ったうえで売却したのであろう。これは、ただの売却ではなく、いわば半分売却半分寄進ということであり、盛林は、寄進の気持ちがあったものの、全面的に寄進してしまう財力がなかったのであるが、寄進旦那に売却することで、一定の対価を獲得し、さらに半分とはいえ寄進の意志を遂げることができたといえる。日下の署名はそのことをあらわしていると考えられる。

一方、「寄進旦那」の方でも、本来寄進の気持ちがある盛林の土地を買得したのは、そもそも「寄進旦那」の側に常福寺あるいは成願寺に対する檀那として奉加の気持ちのあったことが前提であり、そのことは、「但我等一期ハ、

知行可申候」¹¹生きている間は知行するが死後には寄進をする、という文言にもあらわれている。さらに、彼らが支払った分については、「二期」知行することで回収できるわけである。

以上、手継証文を中心にみていくと、一見同じようにみえる寄進行為にも、さまざまなパターンがあったことがわかる。まず、相伝の物件の寄進のほか、買得した物件の寄進がある。また、買得→寄進という場合のなかにも、寺の所有物件を買い、再度寄進するという場合もあった。

そして、岸田や「寄進旦那」のような仲介⁽²⁹⁾する人物に売却し、その人物に寄進してもらう場合¹²売寄進という場合がある。これも、(1)売却即日寄進というかたちで、下地と上分を売却し、そのうちの上分の一部を寄進する場合、(2)売却された物件を仲介者が一期の間知行し、その後寄進する場合、がある。(2)の場合、知行している間にあった上分で買得した値は取り戻すことができることから、寄進希望者に経済的な余裕がないなどの理由が考えられる。

とくに売寄進は、経済的余裕のない人もある程度の寄進を行なうことができるシステムとして、寄進者層の拡大を可能にする。成願寺は、第一章でみたように、多様な供養儀礼を用意して信者を募るだけでなく、おそらく岸田や「寄進旦那」のような仲介者の存在を前提として、寄進方法の多様化を行ない、成願寺に対する寄進者の増加を意図したものと考えられよう。

三 成願寺と地域社会

成願寺に対する寄進は、一通りの単純なかたちではなく、一種の仲介者の存在が前提となったシステムもあった。そこで、この章ではこのようなシステムのなかで、成願寺を取り巻き、一定の機能を担っていた人々の存在に注目し

てみたい。

1、成願寺を支える人々Ⅱ檀方

(1) 寄進の代理・仲介

成願寺に対する寄進を売寄進というかたちで行なう場合、寺と寄進希望者の間に介在し、さまざまな条件を調整する役割を担う人物がいた。これは史料5でみたように、「寄進旦那」というかたちで、寄進希望者の意志を尊重しつつ買得し、自らが死ぬまではその物件を知行して、死後に寺へ寄進をする、という例で知ることができる。また、史料3・4の蔵本岸田の存在も、本来の寄進者の意をうけて、いわば代理で寄進を行なっているともみられる。

このように、さまざまな事情をもつ寄進者の仲介者となり、売寄進というかたちを用いて、本来の寄進者の代理として成願寺に寄進を行なう者たちの存在を、寺をめぐる地域社会に確認することができる。

(2) 寺の財産管理

寺には寄進などで集まってくる財産の管理を行なう人々も存在した。

○史料6 (資2-10)

(端裏書)

「判代之状 岸田八郎左衛門尉」

永代売渡申候下地之事

在所稲垣馬場橋替地 壺石二斗代

右件下地者、借物過分候へ共、御佗事申候て、永代進之候処、実正明白也、為其タン方之はんをと、のへ進之候、

天下大法徳政行候共、於後日、不可有相違候、仍証文如件、

大永七年丁亥五月五日 宮崎（花押）

臼木（花押）

森地（花押）

瑞聖寺納所
正迎（花押）

久岡殿参

この史料6は手継証文（表2のC）の一部で、瑞聖寺納所が、借物が増えたために久岡に下地を売却した際の売券であるが、傍線部に「タン方之はんをとゝのへ」とある。またこの物件は一カ月後に久岡から岸田に転売されているが、この際の売券でも「檀方と調候て」と明記されており、瑞聖寺の財産を処分する際には「檀方」の判が必要であったことが知られる。実際、史料6の、宮崎・臼木・森地の三人の署判は、この「タン方之はん」であると考えられる。また、天文六年の森長康弘寄進状（⑩資2-4）にも、寄進する物件について「此田地者、真寿存生之時、瑞聖寺ヨリ、檀方以判、永代買徳徳仕田地ニて候」（傍点筆者）とあり、寺所有の財産の処理に「檀方」が深く関与していたことがうかがえる。以上は瑞聖寺の例であるが、おそらく成願寺の場合も、同様の状況であったものと想定してよいであろう。また、「檀方」と明記されていないが、さきに見たように、成願寺が普請などを行なう際の費用や入用を用立てて、寺の財政をさまざまなかたちで支える人々の存在も見逃せない。財産の処分だけでなく、寺が必要とする費用の工面なども行なったとみられる。

（3）寄進物件の保証

次の史料7は、祐泉が、自分の両親と、自らの逆修のために寄進をしている寄進状である。

○史料7 (②資213)

為二親并自身逆修成願寺江寄進申下地之事

(中略)

右件下地、何茂末代此三人靈供料候、若就此田地、自何方も違乱之儀候者、成願寺両旦那、新殿・中山殿憑入候而、寄附之事候間、永代不易、可預御廻向候、仍為後日寄進状如件、

西屋
正忠 (花押)

天文十五年^{丙午}七月九日 祐泉比丘

中
康久 (花押)

まず、右の傍線部に注意したい。ここではもし寄進物件に何らかの違乱が生じた場合、それを処理する人物として、「成願寺旦那」の「新殿」と「中山殿」が登場する。ここで、新殿・中山殿は、寄進者である祐泉比丘(尼)の成願寺への寄進行為を、いわば保証する立場とみることができる。文末の「西屋正忠」「中康久」も、おそらくこの寄進行為を保証する意味で、署判しているものとみられる。他の史料にも「永々新きしんたるへく候、寺相違之事候者、中山同宗四郎兄弟、可然様ニはからい候て」⁽³¹⁾「万一子々孫ニライテ、違乱之事候者、森田方・森室出相、兎角之儀、可被申定候、為其、証明に頼入候」⁽³²⁾「此ことわりハ、しやう永之坊へ、ことねんころに申候、ことわり、くわしくハたんかうにて、よきやうに」⁽³³⁾などのように、寺に寄進された物件を「出相」い「談合」するなどして、保証する立場の存在があった。

つまり成願寺はその地域と隔絶して存在してはいたのではなく、寺の運営を遂行するに当たって、寺を取り巻く地域の人々が、さまざまな役割を果たしていたことがわかる。

これらの人々をとりあえず「檀方」とよび、次に「檀方」が具体的に、どのような人々であったのかをみていきたい。

2、檀方・徳政衆・老分衆

檀方は、成願寺への運営に一定の役割を果たしている以上、成願寺に帰依し、奉加している人々であることはまず間違いない。そして次の史料に、檀方のまた一方の側面をもみることができ。

○史料8 (老分衆盛純起請文)

(外題)「番外老分衆盛純起請文／就檀方中弓矢云々書通」

(札紙切封ウハ書)

〔墨引〕

① 老分衆

成願寺御同宿中

盛純

② 就檀方中弓矢、成願寺江御取替之儀申入候之処、御腹立之由及承候、尤之儀候間、御無心之儀不申入候、然者於末代対成願寺ニ雖有何之公事出来、一向造作之儀申儀不可有之候、為其各々以清言申候条、御迎之衆与被成御同道、早速御帰寺奉待候、猶御使衆可被申候、恐々謹言

(以下札紙書)

十月廿七日

盛純 (花押)

忝も天照太神、熊野三所権現、白山権現、其外日本大小神祇、此儀不可有偽之者也、仍如件、

福岡

(花押)

〔異筆〕「森地」

式部 (花押)

大谷 (花押)

〔異筆〕「白木」

弾正忠 (花押)

観音寺 (花押)

慈雲寺 (花押)

この起請文は、年代も未詳で、内容のはっきりしないところもあるが、傍線部②のように「就檀方中弓矢」とあるところから、檀方のあいだで武力を伴った紛争が起こり、成願寺住持がそれにまきこまれ、立腹して成願寺を去ってしまった。それに対して、今後は成願寺に面倒を掛けるようなことは申しません、ということ起請文を出し、寺への帰還を願っているものである。

瀬田氏も言及しているように、ここに連署しているのが「檀方中」で、この文書を差し出している盛純は、封ウハ書に「老分衆」とある(傍線部①)。また「檀方中」のうち、白木は『勢州軍記』で小倭七人衆とされており、慈雲寺は明応三年『百姓衆起請文』に「慈雲寺披官」とあり、披官を持つような地位にあった。また森地は、史料6でみたように、成願寺傘下の瑞聖寺の檀方でもあり、また「徳政衆」の一員としても顔をみせている。ここから檀方も、寄進者と同様の、在地の侍衆であることがわかる。

ところで、「在地徳政」の主体として徳政衆があり、徳政衆は小倭一揆によって構成され、小倭一揆衆は成願寺檀方とほぼ重なり合い、檀方＝小倭一揆衆の指導者・長老として老分衆があった。⁽³⁵⁾瀬田氏によるこの分析に対し、ここ

表3 成願寺文書にあらわれる老分衆・檀方・徳政衆

(イ) 老分衆 ・一坂正統 谷藤衛門(尉) ・盛純	
(ロ) 檀方 白木弾正忠・大谷・観音寺・岸田・小泉・慈雲寺・しやう永之坊・新・杉室・せいさん坊・竹内・中康久・中山・中山同宗四郎兄弟・西屋正忠・西之屋・福岡・森田・森地式部・森室・康久・与一	(ハ) 徳政衆 岡成七郎左衛門尉行長・岡成与七・岡成盛清・岡嶋・岡本平四郎康秀・蔵地房秀・竹岡実永・竹森・中村富蔵・場馬・堀長・松山帰雲・村林守安・森信久・森地藤十郎正経・森地・吉長秀満・吉懸西康友・吉田孫三郎・山下又二郎・十郎忠則・衛門尉康信
(ニ) 寄進者 安野・池山・上嶋・上田・岡村・岡崎・岸田・新・茂岡・竹嶋・竹田・中野・久岡・ふくち・森田・森室・森長・山田・山田野北田弥九郎・丹後入道・豊前	

- 表中に分類記載された人名は、史料中に明記されていない場合でも、(イ)～(ニ)のいずれかの役割を担っている場合、該当欄に記載した。
- (イ)～(ハ)は、名字・実名がわかる場合はそれを記載し、名字だけのものは複数回登場しても1回の記載とした。(ニ)は多数になるので、例外をのぞいて名字のみを記載した。
- 下線のあるものは、『勢州軍記』に小倭衆として出てくるもの。

で筆者なりの再検討を行なってみたい。

表3は史料中に出てくる人名を、その役割によって分けられたものである。⁽³⁶⁾ その役割とは、(イ)老分衆、(ロ)檀方、⁽³⁷⁾ (ハ)徳政衆、(ニ)寄進者の四つである。(ニ)寄進者・(ロ)檀方についてはすでに言及している。また(ハ)徳政衆についてははじめに述べたように、瀬田氏のほか、中野氏・池上氏らの議論があるが、筆者は基本的に中野、池上両氏の考えに賛同する。そこでまず(イ)老分衆の位置づけを行なったのちに、(イ)～(ニ)の位置づけを試みたい。
老分衆について、まず次の史料をみたい。

○史料9 (資114)

〔第二紙奥切封ウハ書〕
〔墨引〕

一坂正統
藤衛門尉
老分衆

② 今度、^①従森地方、徳政之儀、被懸申候、両方勝事存知、老分頼入、任批判申候^三、貴所之承候事、無紛候、在所十善神東、壺石二斗代、財懸八斗代、合貳石代之分、其へ渡申候、此上ハ、於後々末代、不可有違乱煩

候、仍為後日、一筆如件、

一坂 正統（花押）

天文三年甲午五月十四日

谷藤衛門（花押）

岸田八郎左衛尉殿（内脱カ）参

森地は、おそらく岸田に売却した物件に関して、取り戻しを要求（「徳政之儀申懸」・傍線部①）してきたのである。このことが大きな騒動となり、岸田は、老分に裁定を任せるように言ってきた（傍線部②）、結局、岸田の言い分が間違いないという旨、一坂正統・谷藤左衛門が連署して、岸田八郎左衛門宛に出したのがこの証状である。森地はほかの史料に徳政衆のひとりとして出てくることから、おそらく徳政衆の判断では岸田が納得せず、老分衆に裁定を持ち込んだものと思われる。ウハ書に「老分衆 一坂正統 藤衛門尉」とあるから、裁定したのは一坂正統・谷藤左衛門＝老分衆とみることができる。

ここで、老分衆として二人の人物が確認でき、老分衆は徳政に関して、徳政衆では処理しきれない問題がおきた場合、最終的に裁定を下す権限をもっていたことを知ることができる。次の史料では、老分衆の別の側面を知ることができる。

○史料10（資1-30）

返々於後々未代、不可有相違之旨如件、次又、只今之作人及兎角、未進等於有之者、即両之施主へ届被申、作を可取放事、就中、舛者当寺之納四合口ニ、可被成知行候、

①西之屋方与、井生之竹内方、両施主而、先祖為祐円、納之舛六斗代、永々寄進被申候、然者、彼正名日、七月十日也、慥靈供可有念仏事、次先年此田地、雖為当寺寄進、此比少有紛而、此老者新及批判、永代寄進状、從老分、令進覽候、彼所当之事、從作人許直ニ、可有知行者也

永祿十一年 戊辰卯月廿九日 祐盛(花押)

これは、祐盛から、おそらく成願寺へ出された証状であろう。そして西之屋方と井生之竹内方の二人が、檀方の機能のひとつである売寄進の際の仲介者（ここでは「施主」として、祐盛から物件を買い、祐盛の先祖祐円のために寄進した（傍線部①）、つまり売寄進という状況が前提となつていられると思われる。

寄進物件はおそらく上分で、物件は「両施主」から成願寺に寄進されたのであるが、作人の未進があり、成願寺に納入されなかつたので、成願寺が老分衆（老者）に話を持ち込み、改めて裁定を求めた。その結果、老分衆から働きかけて、再び成願寺宛の永代の寄進状を、「両施主」かあるいは祐盛から成願寺へ出させた。つまりそれまでの寄進状（おそらく両施主から成願寺宛の）では作人の未進のために上分が納入されないで、新たな永代寄進状が成願寺に出され、上分が確実に成願寺に寄進されるように、老分衆が衆議した。この証状は、本来の寄進者である祐盛から成願寺へ、このことを伝え、重ねてこの寄進に間違いのないこと、万一また作人の未進があつたら、両施主へ届けて作人を取り放つこと、を述べている。

この「老者」「老分」（波線部）は、史料9の「老分衆」と同じで、ここでの老分衆は、寄進行為について違乱が生じた際に、再度寄進状を作成し直させるなど、最終的な裁定を下している。このような寄進物件についての保証は、基本的にはさきにみた檀方と機能的には同様であるが、おそらく檀方では処理不可能な事態が起きた場合に、さらに高次の判断を行なう機能として、老分衆があつたとみることができるといえる。

つまり、さきの史料8では、老分衆盛純は、起請文に連署した檀方中と成願寺との仲を取り持つような動きをみせ、この史料10では、場合によって檀方の機能を越える権限を持ち、一方、徳政に関しても、徳政衆で処理のできない問題が起きた場合に、最終的に裁定を下す権限を持っている。このような存在が老分衆であった。

さきに史料9でみた老分衆の一坂正統や谷藤衛門の性格をみると、一坂は成願寺のある上ノ村の小字名で、近世には枝村のひとつであった。また、谷も成願寺の北側に小地名として残っているから、それぞれ成願寺近辺の地名を名字とするような、在地の侍であったと思われる⁽³⁸⁾。

そうすると、この老分衆と檀方・徳政衆の関係をどのように理解したらよいのだろうか。表3の(イ)～(三)の機能集団別に記載された人物の姓を検討すると、(ロ)檀方と(ハ)徳政衆に共通して出てくるのは、森地のみで、あとは檀方は檀方として複数回登場する姓(たとえば中山、西屋)、徳政衆は徳政衆として何度か出てくる姓(たとえば岡成、竹森)と、それぞれの機能集団と特定の家とが固定されているかのようにみえる。

しかし一方で、『勢州軍記』にみえる「小倭衆」とされる姓を、この表から拾ってみると(波線部)、(ロ)(ハ)(二)に共通して見出すことができる。つまりこの『軍記』によるかぎり、この表に記載された大部分の人間が、小倭郷を拠点として武力や披官を持つ、在地の侍衆という、同一階層に属していたことになる。そして、成願寺に関わること(寄進など)には檀方として、徳政に関わることには徳政衆として、それぞれ成願寺を結節点として存在し、さらに上級の存在として、老分衆があった。老分衆は徳政に関することも、寄進に関わることも、それぞれの機能集団では処理しきれない問題について、最終的な裁定を行なったとみられる。

おわりに

以上三章にわたって、成願寺宛文書の寄進状を中心に分析を進め、興って間もない宗派の寺が、小倭郷という地域とどのような関係をとって結んで存在していたか、を明らかにしてきた。

まず第一に、成願寺に対する寄進の中心は小倭郷の有力者（侍衆）であり、成願寺はこのような人々によって支えられていた。侍衆は成願寺の檀方というかたちで、成願寺と地域の人々との間に介在し、両者の関係を調整する役割を果たしていた。

第二に、成願寺への寄進には「売寄進」というシステムがあった。この場合、檀方が、寺と寄進希望者の仲介となり、場合に依りてそのシステムを運用していることが、とくに注目される。これまでの売寄進の研究では、売寄進の構造や、徳政との関わりに論点があったが、ここでは、その成果に学びながら、そのシステムが地域寺院において、実際にどのように運用されたか、を特にそれを仲介する役割をもつ檀方のあり方を追究することで、在地社会のなかに位置付けた。先にも述べたように、売寄進は、経済的な余裕のない場合でも寄進が可能になり、多くの人々にとって、その願いをかなえる手段が広がったといえ、このことは、地域社会のなかにある寺にとっても、寄進者層の拡大を可能にする。このようななかで、寄進希望者と寺の仲立ちとなったのが、檀方の果たした大きな役割なのである。

第三に、寄進に関してトラブルが発生した際には、檀方よりもさらに上級の、老分衆とよばれる組織が裁定を行なった。この老分衆は、村落の「おとな」のような存在であり、これは徳政に関する紛争の最終的な処理も行なった。小倭郷では、成願寺と地域を結ぶ檀方という人々と、徳政に関する紛争を処理する徳政衆という機能集団があり、その両者よりさらに高次の判断をするものとして、老分衆が存在したのである。

そして第四に、このような構造の結節点として成願寺が存在したことが指摘できる。研究史上著名な「小倭衆一揆連判状」「小倭百姓衆起請文」も、このような成願寺の存在を抜きには語れない。これまでの研究では、専らさきの連判状と起請文、あるいは徳政指置状を主要な史料として、小倭衆の自立性や強固な結束力が論じられてきた。もちろんこれらも重要な史料であることには変わりないが、連判状・起請文などは、それを作成する特別な動機があつてこそ存在するようないつてみれば非日常的な、特殊な史料である。それに比べ、寄進状や売券などの証文は、寺と人々を結びつけることに関しては、ごくありふれた史料であるといえる。ここから、成願寺と小倭郷の人々の関係の日常的な有り様を、垣間みることができた。

そして、成願寺と地域の人々との関係には、寄進状に盛り込まれたさまざまな供養の儀礼への願望から想像されるように、人々の極楽往生への強い希求という、時代のエネルギーがあつた。実際に史料からは、在地の侍衆レベルの存在しか確認できないのであるが、このエネルギーは、おそらくもつと広い層を覆つていた。それはたとえば、別稿で報告したように、⁽³⁹⁾成願寺境内に残る数多くの一石五輪塔から読み取ることができる。⁽⁴⁰⁾一石五輪塔の銘文の違いは、おそらく在地社会における階層に対応してはいたのではないかと思われ、成願寺へ帰依する人々が、侍衆に限らず、百姓をふくむもつと広汎な層へ広がつていたことを類推させる。それはまた別に述べたように、成願寺以前からある寺院が、つぎつぎと成願寺の傘下となつていくことから、類推できる。⁽⁴¹⁾

このような、地域民衆全体の供養を望むエネルギーを吸収することで、成願寺は小倭郷に位置付けられていった。そして成願寺の地域社会でのあり方をコントロールする役割を担つたのが、檀方などの侍衆であり、この役割こそが侍衆の存在意義であつたといえよう。

なお、本稿では分析対象を、伊勢小倭郷と成願寺に限つたが、他地域、他寺院との比較検討については、今後の課題としたい。

〔付記〕数度にわたる、所蔵史料や境内五輪塔の自由な調査をお許し頂いた成願寺・西山真昭山主と、調査のたびにあらゆる面でご教授、ご配慮を頂いた白山町郷土資料館長・前原清先生には、深く感謝を申し上げます。また、筆者の小倭、成願寺文書との出合いは、立教大学日本中世史研究会の小倭地域調査への参加がきっかけである。藤木久志先生をはじめとする会のメンバーにも、深謝したい（なおこの研究会の成果は『三重県史研究』15に発表したもので、併せてご覧いただきたい）。

註

- (1) 拙稿「成願寺と上ノ村の寺々」(『三重県史研究』15、「戦国期小倭郷成願寺と村の復元」第三章、一九九八)
- (2) 「中世末期の在地徳政」(『史学雑誌』七七九、一九六八)
- (3) 「私徳政の一形態」(『國學院雑誌』七八一〇、一九七六)
- (4) 「村の徳政衆」(集英社版『日本の歴史一〇 戦国の群像』、一九九二)
- (5) 最近の矢島有希彦氏の研究によって、それぞれの史料に古文書学的な再検討が加えられており、これらの史料の位置付けを再考する必要がある(a 「小倭百姓衆起請文」『莊園と村を歩く』校倉書房、一九九七、「伊勢の小倭郷——成願寺・城・五輪塔」、(b 「古来檀中証文の古文書学的検討」前掲註(一) 第一章)
- (6) 矢島、前掲註(5) a に成願寺文書の現在の内訳が書かれている。
- (7) 色井秀讓編(白山町教育委員会、一九七三)
- (8) 阿諏訪青美・涌井美夏「小倭郷上ノ村の復元」前掲註(1) 第二章に詳述。十善寺周辺として寄進されているのは、ほかに「十せんしおき」「十善寺コウ本」「十善寺宮之北」「十禅寺前」「十善寺前」「十善寺東」などがある。
- (9) たとえば「大村青木」「大村ヤツネ垣内」「大村すみあな」「大村長寺之前」などと寄進状に記載される。
- (10) 「三賀野下源次垣内」「三賀野東山」
- (11) 「大ヲキ藤之木」「大沖岡之前」「大おき之内五タン田」

- (12) ⑩資2、14の岸田定□と⑭資1、8の岸田定清は、花押から見て別人と判断した。
- (13) 『三重一志白山町文化誌』前掲註(7)、『一志町史』(一志町役場、一九八一)
- (14) 『一志町史』前掲註(13)
- (15) 『統群書類従(合戦部)』所収。寛永一二年頃成立。著者は神戸良政。戦国末期から豊臣による天下統一までの伊勢国兵乱を記した軍記。軍記物特有の誇張はあるものの史料的価値は高いといわれている。
- (16) 前掲註(7)
- (17) 前掲註(7)
- (18) たとえば、宮島敬一氏が研究された近江大原観音寺の場合(『戦国期社会の形成と展開』吉川弘文館、一九九六)、高田陽介氏の研究された美濃龍徳寺、備前本蓮寺の場合(『寺請制以前の地域菩提寺とその檀家』『中世人の生活世界』山川出版社、一九九六)などがある。
- (19) 彼岸会とは、春分、秋分の日を中心に関前後七日間行なうが、この春分、秋分のことを「時正」ともいい、夜昼の長さがちょうど半分で、太陽は真東から出て真西に入り、このことは、日が西方極楽浄土の東門に入ることの意味し、この阿弥陀の浄土を観想する法会を彼岸会とした。圭室諦成氏によれば(『葬式仏教』大法輪閣、一九六三)、この法会は日本独特のものであるというが、蓮如も、この時期は暑からず寒からず、人々の往還がたやすく、仏法修行に最適であるため、人々が参詣に足を運び法会に出座するものである、と述べ、越前吉崎において彼岸会を執行している(一四七三)。また当時追善仏事が流行するとともに、彼岸会を追善仏事として年中行事化することが喧伝されたとされる。「資堂田記録」では、「二季の彼岸」というかたちで、寺の年中行事となっている様子が見える。
- (20) 拙稿「成願寺の五輪塔」「荘園と村を歩く」校倉書房、一九九七
- (21) 東寺には昭和三〇年代はじめまで、「お大師さんのお湯」とよばれる風呂があり、この場所には中世にも大湯屋とよばれる風呂があった。湯料所という所領を寄進し、その願意は故人追善のためであり毎年忌日に「沐浴あるべし」とされていた。南北朝期の「湯結番定文」という史料では、正月四日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日の各節句と、追善仏事の湯が、毎月平均六回たてられていたことがわかるといえる。このように、追善の供養として風呂をたくことは「施浴」といい、古

代以来、寺院にもうけられた大湯屋は参詣の大衆に開放され、仏の功德として施されていた。これがのちに寺院主体から、積善のため、追善のために個人が施主となって寺院に施料を納め湯をたててもらい、有縁無縁の人々に開放されるようになったという（『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣、一九九〇）。

(22) 武田氏は、寺院の湯屋の棚に位牌十数基が並んでいるのを実見したという（『風呂と湯の話』（塙新書六）塙書房、一九六七）。

(23) 位牌は鎌倉時代末期にはすでに使用されたと考えられており、奈良の元興寺極楽坊、西大寺などに中世の遺品、出土品がみられる（『日本仏教民俗基礎資料集第四巻 元興寺極楽坊4』中央公論美術出版、一九七七、『西大寺骨堂遺物』元興寺仏教民俗資料研究所、一九七〇など）。

(24) 圭室諦成氏によれば、餓鬼道におちて苦しむ亡者（餓鬼）に飲食物を施す供養で、本来時節を限るものではないが、わが国では七月一五日を中心に行なわれる祖先の霊を迎えまつる盂蘭盆の行事と結びついて年中行事化し、行なわれるようになったという。前掲註（19）。

(25) しかし一方で、つれあい、親、先祖にたいしての手厚い供養は「積善」であり、非常に功德のある行為と考えられていたことを思えば、これらの行為の背後には結局は自らが極楽に往生したい、という強い希求があったと考えられる。その意味では、個人というものの存在がなかったかみえる中世において、寄進という行為は非常に「個」が突出した状態が顕になる局面であったともいえよう。

(26) 売券一〇通のうち、宛所が成願寺となっているものは四通（資1-3、1-24、1-27、2-22）、成願寺以外となっているのは六通（資1-7、2-7、2-10、2-12、2-17、2-18）である。後者のうち五通までには、関連する成願寺宛の寄進状があり、いわゆる手継証文として寄進状とセットとなって成願寺に残されたものと思われ、残りの一通も、おそらく当初は組になる寄進状もあったものと思われる。前者四通のうち豊前・森室差出の売券（資1-3）は、これによって物件（大村すみあな一石四斗代）が成願寺に買得されたことを示している。ところがこの物件は後述のように、その一部が再び別人によって成願寺に寄進される、という動きをみせる。また山田野北田弥九郎（満景）は、天文二四年（資2-22）、永禄六年（資1-27）の二度にわたり成願寺に物件を売却している（両寄進状とも、名字と名乗りが同じであるが、花押が異なるので別人と判断した）。

おそらく親子であろう)が、この人物は、天文一七年(一五四八)②(資1-14)と弘治三年(一五五七)③(資1-23)には成願寺に対して寄進をしており、この売却も、単なる経済行為以上のものが含まれている可能性がある。売券については、数も少ないため、不明な点が多い。

(27) 村石正行「売寄進の一形態」(『古文書研究』第四四・四五合併号、一九九六)。売寄進については須磨千穎「美濃立政寺文書について」(『史学雑誌』第七八編第六号、一九六九)に詳しい。

(28) ちょうど「彼下地」のあとが虫損となっているが、「盛」の直前の残画から推定し、「彼下地者、從盛林比丘尼」と読みたい。村石前掲註(27)

(30) 大永七年六月七日久岡定秀売券(資2-7)

(31) 大永六年三月二七日岡崎康則寄進状(資2-9)

(32) 天文五年七月日森田四郎二郎・同豊前守寄進状(資1-6)

(33) 天文二一年五月二日上田元応寄進状(資1-17)

(34) 前掲註(2)

(35) 前掲註(2)

(36) ここでは、成願寺や瑞聖寺などの僧と思われる人物はのぞいた。

(37) (ロ) 檀方は史料中に檀方と称されていない場合も、その機能によって檀方とした。

(38) 前掲註(8)

(39) 前掲註(20)

(40) 前掲註(18)の高田氏の論考は、住民の「宗教的ニーズ」に応えるために新たな「宗教的サービス」を提案する各寺院の「営業努力」により、中世末期からすでに形成されてきていたとし、寺院の営業は亡者の追善供養受付から檀徒のための墓地経営へと定着していった、としている。成願寺の場合の墓地経営がどのように形成されていったのかは不明であるが、画一的な一石五輪塔が成願寺、あるいは真盛派に主に使用されたことや、寄進希望者に対する供養儀礼の多様性を考えると、高田氏の指摘に対し肯首するものである。しかし「宗教的ニーズ」に対する「営業努力」という見方は、あまりに一面的すぎるよう

に思う。寺院が地域のなかで位置付けられていくためには、もちろん氏の主張される関係をも含んだうえで、共同体の紐帯となるような存在でもなければならなかった、と考える。

(41) 前掲註(1)

(くぼた・りょうこ 日本中世史)